

あるということ、その予算あるいは防衛施設庁等につきましては、まだわからない点も多くあるわけですが、五十二年度の当初予算に対しては、一応用地費と設計費といたしました八千九百九十万円ほどを計上させていただいているわけでございます。それで、用地費、設計費等は盛り込んであるわけですが、それではその後どのくらいの予算を必要とするのかということになるわけでございますが、われわれが考えているものでは、規模につきましては市長が申し上げましたとおり、わが市に各それぞれ必要な部屋、施設等をつくるわけですが、かねがね建設費だけでなく約一億円程度要するのではないかと考えております。それから、なおそれでも備品等が全く零でございます、備品、外構工事整備等を考えますと、やはり用地費等を加えると二億円を超えるのではないかと、いうふうに見られておるわけでございます。

以上雑ばぐでございますが、予算関係につきまして御説明を終わらせていただきます。

○教育委員会社会教育課長（小野光明君） 自席から鈴木議員さんの図書館につ

きまして御答弁申し上げます。

建設等につきましては、ただいま市長から御答弁申し上げましたので、運営等については概略御説明申し上げます。

御質問の第二点目といたしまして、中央図書館は高学年用学習等供用施設といま申し上げておりますけれども、それと地域図書館とのあり方というふうなことでございますけれども、中央図書館というものが地域図書館についてどのようなバックアップしていくかと言いますと、福生市の場合、熊川地区と福生地区にわが市に会館とわかたけ会館の二つがあるわけですけれども、総合的に円滑に調整して運営をしていくという地域図書館に対しての企画、運営の機能を持っております。次に、地域図書館でもって処理できないような、あるいは不足している図書とか相談等について地域図書館の方から中央図書館に来ていただく、地域の市民に対して身近に答弁していくという役割を中央図書館は地域図書館に対して持っております。又、逆に中央図書館としての立場からは、地域図書館にないような本や参考資料等や専門的なものとか研究的なものとか、たとえば市や国の行政や経済とか法律等の資料をそろえたり、辞書や百科辞典も高度

なものをそろえていて、市民の相談とか学習にも程度の高いものにまでこたえていくということが、地域図書館との相違とあります。次に家庭の分庫とか地域の図書館、地域住民の図書活動に対して団体の貸し出しをしていたりサービスを行うということ、あるいは福生市全体の図書館の構成とかがあり方というものを、市民全体の中でどうサービスにこたえていくかとかいう全体的なもの、そういうものが中央図書館の役割の大きなものとなっております。それに対して地域図書館といえますと、その地域の市民の方、特にお年寄りとかお母さん方、児童、幼児とかが、いつでも気軽に図書のサービスを受けられる。近い所ですかうそういう点がございまして、比較的図書の構成も楽しく読めるような趣味とか小説とかレクリエーション関係、あるいは雑誌、あるいは子供の絵本とかという手近でございまして、気軽に読めるような本の構成がされてくると思います。又、地域図書館というものは、地域の仲間づくりという役割において一体どのような役割を果たすか、たとえば福生市の地域会館ではそのような計画もつめてございまして、そういう面について今後考えなければならぬと思います。あるいは又、中央図書館から地域図書館へない相談や図書についてお借りいたしました、地域図書館でもってサービスす

るという役割が地域図書館の大きな役割でございまして。

いずれにいたしましても、福生市も将来できましたら中央図書館と地域図書館のネットワークを十分事前に検討いたしました、福生市民のサービスに適切にこたえていて、福生市の図書館がうまくいくかどうかということも今後検討していきたいと思っておりますので、このような雑ばくな答弁でございすけれども、よろしく御指導を得ましていきたいと思っております。このような方向でもって、福生の中

央図書館、地域図書館の運営について検討していきたいと思っております。
○七番（鈴木藤次郎君） 自席から再質問させていただきます。

市長におかれましては、又、社会教育課長の答弁でもいねいなことばと受け止めます。ただ着工の時期でございすすが、確かに予算等もございすしうが、五万市民が待ちかねているものでございすので、どうか一つ、一日も早く着工できますよう努力を重ねていただきたいと思っております。

それと中央図書館の場所でございますが、第二中学校の裏の辺と、このようにいま御答弁をちょうだいいたしましたけれども、それにつきまして建設予定付近に民家が四戸ほどありますが、日当たりの関係等もございすので、この移転

先とか、又、どのような考えをなされるのかお考えをお尋ねいたします。

○教育委員会庶務課長（浅見裕康君） 自席から御答弁申し上げます。

いま御指摘いただきましたように、林の中に奥まって四軒ほど民家がございます。現在の計画では、その土地はできるだけいじらずに、その近辺の所を利用して建つられるというふうに考えております。ただ、いろいろ御指摘がございましたように非常に静寂な、いわゆる図書館の環境として十二分の配慮をしながら設計するということが必要になりますので、さらに今後、ただいま御指摘いただきましたような見地に立ちまして、設計段階までにそれらの周辺の民家というものの対策もあわせて協議をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、そこにお住まいになっております方々の御意見、御希望等は今後尊重し、実質設計に当たりたいと考えております。

○七番（鈴木藤次郎君） いまのお答えの民家と相談するというところでございますが、後でもめごとのないようようしく御相談を続けていただきたいということをお願いいたします。

最後に、私の要望でございますが、保健衛生センターについては医師会とも話し

合いをして緻密にやっているということでございますが、私もそのように考えておるところでございますが予算等もからみ合ましてむずかしいとは思いますが、一日も早くできまことを望んでおります。

又、中央図書館についてでございますが、これらについては日本を背負って立ちます若い青少年のために、又福生市民の頭脳練磨とでも申しましようが、頭を磨く場として、頭の憩いの所として、よりよい環境を取り入れ、わか福生市にふさわしい図書館ができますようお願いいたしまして、私の要望にかえらせていただきます。大変ていねいな答弁をありがとうございました。

○議長（岩田 博君） 次に、十番指田保雄君。

（十番指田保雄君登壇）

○十番（指田保雄君） 会議規則第八十六条の規定に基づき、二点にわたり質問いたします。

第一点は、市民憲章及び市のかぎについて、先般福生市基本計画案をいただきましたが、それによりますと、計画案の課題として活力ある市民の町福生市を築き上げるものであると声高らかに宣言されております。又、すべての市民が生き生きと

して生活し、互いに助け合い、文化を想像していくことに都市の真の発展を見ることができるとすれば、心と心のふれあう新しいコミュニティの形成に向けて市民が一体となって取り組む必要がある。そのための施策の組み立てと推進は、今後の町づくりの不可欠のものといえるとして、重点施策をあげておりますが、私は全く同感であります。

市民あつての行政であり、行政があつての市民であります。市民と行政が互いに信頼し合い、助け合うことによつて真の地方自治が確立されることは言うまでもありません。民主主義の基盤をなすものは地方自治の確立であり、地方自治を支えるものは地域住民の連帯感であります。又、同じく基本計画画案の中で、完成した市民会館を中心に優れた芸術文化と鑑賞と創造のための機会を拡充するとともに、市民が文化の発表を活発に行つて、福生市独自の文化的基盤を形成していかなければならない。又、交通、通信手段の発達によつて、国の境界感が薄れ、国際的規模でのものの考え方が必要となつてきたが、国際時代に対応できる市民文化活動のあり方も今後の重要な課題であると訴へております。私は以上の点を踏まえまして、四万七千市民の合意とばとして、道しるべとしての市民憲章並びに市のかぎ

の制定を、市民とともに行ふべきだと考えるものでありますが、市長にその意志があるかお聞きいたします。

次に、社会福祉協議会に資金助成をしている生活資金貸付制度の貸付限度額についてであります。

制度発足当時の説明によるとアップしていきなさいとのことでありましたが、制度発足よりはや三年度目に入り、その間物価等の上昇もあり、この際増額することが適当であると考えられますが、理事者としてどのように考えておられるのか、又、運営方法について、規定によれば第十条で、償還方法の変更及び猶予についてうたわれておりますが、減免については条文化されておりません。減免の条文化について社会福祉協議会側に申し入れる考えがあるかあわせてお聞かせ願いたい。

以上簡単でございますが、私の一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一点は、市民憲章と市のかぎでございます。この市民憲章につきましても、私も基本構想をお認めいただいております。やはり市民が基本構想を圧縮したよ

うな、もっとわかりやすい形で、しかもゴロのよい短い文章で市民の中に受け込むようなものがほしいということを考えてあったわけですが、本日御質問をいただきますので、少々私の私見も入れて御答弁申し上げます。

市民憲章というものも必要であらうと考えておりましたので調査をいたしました。が、大体東京都におきましては、いまのところ二十六市中九市くらいが憲章を持っているようです。又、憲章の制定時は市制十周年が多いようです。私は少々御質問からはそれるのでございますが、市民憲章と同時に市の歌、市歌というものも制定したらどうかという考えを持っております。もういたしますと、本日御質問をちょうだいいたしましたして幸いでございましたが、歌となると著名な方になります。かなり月日もかかるわけでございます。又、一般の募集をするかということもございしますが、多少の予算も伴うわけでございます。いずれにいたしましても、来年度あたりからは関心を持って市民憲章と市歌の問題についても、議員の先生方の御意見を承りながら進めてまいらなければならぬというふうに考えております。ここでございします。それから市のかぎにつきましては、将来はこれも必要と思いますが、かぎを贈呈するということは外国の場合が多いようです。外国と

姉妹都市でもできましたときにお考えをいただくということになるかと思ひますが、又、姉妹都市ができましたらぜひ必要なものと思ひますが、それならば姉妹都市はいつごろかということになります。やはり姉妹都市となりますとある程度市の整備ができてから、又、ある程度財政の余力も必要ということになります。又、相手のあることとございします。なるべくなら財政の余裕とか市の整備とかある程度整ってからかよろしいのではないかと考えるわけでございます。ですから、突然いい市がございしますれば別でございますが、いまのところは市政十周年以下くらいから物色したらよろしいのではないかと考える方をしているわけでございます。

それから次の二点目の生活資金の問題でございしますが、かつて何年でございしようか、やはりこの問題の御質問を受けたことがあるわけでございますが、市税の報奨金でございしますが、ある程度の制限をして、差額を福祉に回すという御答弁を申し上げたわけでございますが、この問題につきましては非常に考え方がいろいろあるわけでございます。ただいまのところ社会福祉協議会におきましては出産貸付を十万円にいたし、又、減免というような規則についても検討されているというおもむきも聞いています。ところで、指田議員さんの御要

望について社会福祉協議会の方へそのままお伝えを申し上げるという立場だろうと思います。多少の未収金もあるそうでございますので、職員がいりいり調査する場合にプライバシーの問題等があるかもしれません。又、職員とすれば未収が少ない方がいいという非常にむずかしい問題がございますし、又、現在未収があるという事は、金額が上がればなお多くなるということでございます。それは度る際にはいいわけですけれども、本当にお困りの方は別にいたしまして、やはり人間の生き方と申しましようが、独立自尊と申すんでしようが、不倒の精神と申しましようが、市の方でもできるかぎり指田先生の御意見というものを十分に伝えてまいりてございますけれども、社会福祉協議会の方でそういう職員の関係、又、人間のあり方としての関係の御議論もあるかと思ひますので、私が申しした場合に、全部それがお飲みいただけるとどうかは別でございますけれども、お伝えを申し上げたいと思ふ次第でございます。

なお、生活資金の問題につきましましては、担当課長の方からいまま少々内容につきまして御説明を申し上げたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○福祉事務所長（八木房雄君） お答えをいたします。

ただいまの生活資金の関係でございますが、この資金は社会福祉協議会の方で昭和五十年四月一日から実施をしてあります。金額につきましてはいま市長から御答弁を申し上げましたとおり、最高限度額が五万円ということに相なっております。いま市長からお話し申し上げましたとおり、近々のうちに出生費のみについては十万円に限度額を引き上げると、又、支払の免除関係につきましては、災害、それから特別な事情——生活保護家庭になった場合等を予想いたしまして、減免をいたすんだというふうなお話しを承っております。仮に現在までの関係でございますが、昭和五十年年度の貸付件数が六十件で、五十一年度の貸付件数が四十一件と相なっております。

非常に簡単な御説明でございますが、以上御説明申し上げます。

○十番（指田保雄君） 自席からお許しをいただき再質問いたしたいと思ひます。

市民憲章、市の歌は十周年を目途に考えていきたいという前向きな御答弁をいただきました。市民の一人として私も非常に喜んでい一人でございます。先ほども市のかぎにつきましては外国で慣例化しているものであると、確かにヨーロッパの都市では、中世には一つの町が即城であり、外敵を防ぐために城門を

つくる。そういうものが近年になり、歴史の上から友好関係を示す証拠としてお互いに市のかぎを贈り合うという慣習ができたようでございます。私もこの市のかぎについて御質問したわけですが、五十一年の九月定例会で森田議員の質問に答えられました。姉妹都市を欧米の都市と結びたいという考えを市長が答弁されましたので、そのときに間に合うように質問してみたいわけでございます。市長もそのときには市のかぎをつくっていきなさいという前向きな御答弁でございますので了解するものでございます。

次に、社会福祉協議会に資金助成している貸付金の増額でございますが、出産費に限り十万円に増額できそうだと、非常に一歩前進であると、私はこのように評価もいたすものでございますが、しかし何かお金を出すけれどもあまり口は出さないという感じで、足がやいの靴の上から足をかいているような何かもしかしたる感ずるわけでございます。早速将来は増額していきたいという説明があったわけでございます。重ねてこの点について、三年度目に入り物価も上昇しているし、やはり先ほども市長の答弁で、市は自主独立の手助けと、こういう答弁もございました。その手助けとして五万円ではなくもう少し限度額を上げることと考えてい

るかどうか、全般についてもう一度御答弁願います。

○福祉事務所長（八木房雄君） 答えいたします。

生活資金の関係でございますが、非常に社会福祉協議会の方に対しては非常に慎重に貸し付けを行っているわけでございますが、現行におきましては一歩前進ということを出産費の増額というふうになっておりますが、今後におきましては、私どもといたしましてもできる限り一般世帯の増額ができるように要望はしてみたいと考えております。

○十番（指田保雄君） いまお答えをいただいたわけですが、要望はしてみたいと、非常に何か関心がないというか、そういうことを感ずるわけでございます。制度発足当時の目的というものを考えてみますと、社会福祉六法の中の第五十六条、助成及び監督ということ、ここで社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達成されることを確保するため、当該社会福祉法人に対し、左の各項に掲げる権限を有する。事業又は確定の状況に対し報告すること、二、助成の目的と照らし、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合は、その予算について必要に応じて変更すべき旨を勧告すること、こういったことが定

められているわけです。やはりお金を出してどのように使っていたかといふのが市側の主体性のある要望ではないかと思ひます。金を出しました、運用はおたくに任せますよ……、それも結構でございますけれども、やはりいつも御答弁いただくように、市民の大切な税金でもって運用している制度でございます。もう少し行政側が主体性を持って取り組むべきではないかと思ひうわけです。又、市長は常に福生市は二十六市のうちで中くらいのところを目指しているんだと常々語っているわけですが、これはある部分においては二十六市中最高であり、ある部分においては二十六市中最低でいいと、その中間を取ればプラスマイナス足して二で割れば平均であるという考え方なのか。それともすべての行政の需要に対して、最低基準として中間くらいのところは確保する。その上に立って重点施策を決めて、一つ一つの最高の市を築くためにがんばっていくと、私は二つ申し上げましたが、どちらの考えであるのか、その点市長から明確にお答え願ひたいと思ひます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 耳が悪いものですから御質問がよく了解できないかもしれなないので、あるいは見当が違ふかもしれませんが、この問題にかかわらず多くの場

合お困りの方をお助けするということは、そこでお金を差し上げるとか、お貸しするとかいうのはまだ本当に福祉がいていないわけなんで、もっと根本的な問題があるんだと思ひます。しかしなかなかそういうふうには市の財政が許しません。そこで結局、本当の人間とはどういうものであるか、そして人生というものはどういうものであるかというふうなことからまいりまして、私も常に申しておりますように、すべてが教育にあるだろうと、そして人間というものをわきまえ、常識を豊かにしていかなければいけないだろうと、そういうふうなことで先ほど指田先生も申されたとおり、ただいまのところ施設づくりに少々片寄っている感があるわけですが、施設づくりをしているわけでございます。ただ教養をつけるということでは私ども責任が果たせませんので、そういう場所づくりを、なるべく市を整備し、環境をよくしたいというところでございます。そこで、それらをなるべく早くいたしまして、ある程度市の施設ができ、又、環境もある程度整備できたらならば、本当の意味の福祉に一步基礎ができるわけでございますので、その後は基本的ないき方ができるのではないかと、そのような夢を追っているわけでございます。実現にはほど遠いかもしれませぬけれども、私は基本的に努力はしていかなければならぬとい

思っております。でございますので、いまのところは市の整備と、それが終わりましたら本当の福祉をしなければいけないだろうと、この後にもどなたかの御質問があるわけでございます。ケースワーカー等の質問もあるようでございますけれども、できるならば今後もうこういうものをふやして本当の福祉にしたいと、ただお金を差し上げるだけでなく、本当にお困りの方にはいまいちと助成してやらなければならぬ、そういう意味で本当の福祉にしなければならぬと考へてゐるわけで、いまその道中でございます。結局、りっぱな、ただいま福祉と称することです。をお使いの市がございすが、建設と両方とはともできませんので、平均的な二十六市の間くらいで福祉方面はごかんべんいただいて、そのかわり施設関係の整備を急ぎまして、到達すべきところによそより早く到達したいということでございます。大変わかりにくいと思いますが、そんなふうに御了解をいただきたいと思います。次第でございます。

○十番(指田保雄君) それでは一つ要望させていただきます。

いま市長からする御説明があつたわけですが、お金を差し上げると、このような発言がありましたか。私は何も市民に金をやってくれということとは言つてゐるわけでは

ございません。貸してやる限度額をもう少し上げてやらうどうかと話したわけでありませう。こじきではありませんからくれやるといふことはまずいんじゃないかと思ひます。

市長は二十六市中で中くらいということでございますが、福生市も四十五年に市制をひきました。その三ヵ月後に東久留米市、清瀬市なども市制をひいたわけでございませう。参考のために、同じ時期に市制をひいたところがどのような生活資金条例があるのかちよと読ませていただきます。清瀬市の生活資金条例であります。第三条に、貸付金は次に掲げる金額とする。一、生活資金は一世帯当たり八万円以内、二、就学負担金は一世帯当たり七万円以内、三、就園支度金は一世帯当たり七万円以内、四、前三項のうち、重複して貸し付ける場合は十五万円以内と、十五万円以内は市民に貸してあげるといふことになっております。又、東久留米市の条例でございますが、やはりこれも生活資金、転業生活資金は八万円以内、特別生活資金十五万円以内、このような条例ができてゐるわけでございます。又、隣の秋川市でも市制五周年を迎えたばかりの市でございませうが、こういう面ではな条例をつくらうという運動もあるようでございます。

市長も常々少数精鋭でいくというような発言をしているわけですが、福生市にも有能な職員はたくさんいると思います。どうかそういう職員の市長が、ばな条例をつくってみないか、制度をつくってみないかと、このような指示を出せば、後から市になつた市に優るとも劣らない、又、お金もかからない、ばな制度かできるのでないか、私はこのように思うわけでございます。その点、市長の考えを少し変更することを要望して一般質問いたします。

○議長(岩田 博君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時二分

開議

○議長(岩田 博君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に一番原 敏子君。

(一番原 敏子君 登壇)

○一番(原 敏子君) 四点にわたり一般質問をさせていただきます。

一点目に生活貸付資金制度の考え方について、生活貸付資金は、公益質屋を廃止するに当たってできた制度です。しかしこの制度を利用するには、

とてもめんどろな手続がいるようです。

私は三月議会でもこの問題に関連

する質問をしました。そのときの答弁と、現在行われている取り扱い業務には、大きな食い違いがあります。

一つには、できるだけ多くの人に利用していただけるように親切にということ指導すると、このようなことでしたが、五月におきましても、これを利用する市民に対して非常識とも思える応対をしております。この市民は出産を目前に控えた人で、出産のためにこの制度を利用しようとしたのですが、担当者はこのお金の大きい婦人を相手に、五万円ずつ五十人に貸せば二百五十